

平成28年度定例監査実施結果（下期）の概要

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により公表する。

- 1 監査実施所属数 下期分117所属（年間定例監査対象所属数261所属）
- 2 監査の実施期間 平成28年9月9日～平成29年2月6日
- 3 監査対象期間 前回対象期間の翌月から今回監査実施日前3か月までの間
- 4 監査の方法

定例監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項（以下「重点事項」という。）を定めて監査を実施しており、今年度は「公共料金の支払いに係る自動口座振替事務は、適切に行われているか。」について、行政監査と併せて定例監査において実施している。

5 監査結果処理区分

- ・指摘事項 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- ・指導事項 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- ・注意事項 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの
- ・意見 監査の結果に基づき、組織及び運営の合理化等に資すると認められる事項

6 監査の結果

指摘事項、指導事項、注意事項、意見とした区分の集計は、次のとおりである。

指摘事項 11件 指導事項 124件 注意事項 84件 意見 0件 合計 219件

<参考：平成27年度定例監査結果（下期）>

指摘事項 12件 指導事項 147件 注意事項 24件 意見 0件 合計 183件

7 指摘事項の概要

著しく不適切な事務処理と認められるものが、11所属で11件あった。

(1)[都留児童相談所](給与)

夜間勤務手当について、勤務状況システムによる勤務時間の設定等の誤りにより、過大に支給されているものがあった。(合計 645,322 円)

(2)[甲陽学園](契約)

消防設備保守点検業務委託については、年2回の保守点検業務の実施を内容とするものであり、年間を通じて役務の提供を受けることを要するものではないことから、長期継続契約の対象とならない業務である。しかし、平成28年4月1日から平成31年3月31日までを契約期間とする長期継続契約として締結されていた。

(3)[あけぼの医療福祉センター](財産)

昨年度の定例監査で、行政財産の貸付けにおいて、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていなかったため、指導事項とした。今年度の監査でも、行政財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていないものがあった。

また、移動報告は行われていたが、公有財産台帳に登録された内容を確認しなかったため、登録されていないものや、誤って登録されているものがあった。

(4)[富士・東部教育事務所](給与)

東桂小学校において、平成27年11月から平成28年2月分の代替職員給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、現金支給が遅延していた。(合計 851,066 円)

(5)[甲府第一高等学校](給与)

昨年度の定例監査で、社会保険料が雑部金に滞留していたため指導事項とした。

今年度の監査でも、社会保険料に係る雑部金の出納に誤りがあり、残高に過不足が生じていた。

(6)[農林高等学校](財産)

昨年度の定例監査で、行政財産の貸付けについて、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていなかったため、指導事項とした。今年度の監査でも、行政財産の使用許可において、使用許可期間を更新したもの及び使用者の名称を変更したものについて、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていないものがあった。

(7)[増穂商業高等学校](財産)

消防法で6か月に1回点検を行うことが義務づけられている消防用設備等のうち、自動火災報知機器等の点検は実施されていたが、消火器の機器点検について、本来実施すべき時期から3か月以上経過した後に行われていた。

(8)[笛吹高等学校](給与)

昨年度の定例監査で、社会保険料に係る雑部金の出納に誤りがあり、残額が過大となっていた。また、平成27年3月末の雑部金(社会保険料)の残額に誤りがあったが、そのまま繰越されていたため指導事項とした。

今年度の監査でも、社会保険料に係る雑部金の出納に誤りがあり残額が不足していた。また、平成28年3月末の雑部金(社会保険料)の残額に誤りがあったが、そのまま繰越されていた。

(9)[富士北稜高等学校](支出)

昨年度の定例監査で、3万円未満の寝具一式を購入する際の支出科目について、消耗品費とすべきところ備品購入費として処理されていたため指導事項とした。その改善措置として、適正な支出科目に更正する旨の報告があったが、今年度の監査で確認したところ科目更正の手続きが行われていなかった。

(10)[ろう学校](契約)

産業廃棄物の処分等の委託契約は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第12条の3により、処分等が終了したことについて、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しにより確認し、保存しなければならないが、行われていなかった。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第6条の2により、金額等にかかわらず契約書を作成しなければならないが、契約書の作成を省略していた。

(11)[わかば支援学校](契約)

平成28年度消防用設備保守点検業務について、財務規則に定める契約手続きを行わないまま、点検業務を業者に行わせていた。このため、監査日現在、支払等ができない状態となっていた。

8 指導事項の主な内容

- (1) 収入(29件) 収入未済(14件)など
- (2) 支出(9件) 公共料金等の確定払に係る自動口座振替事務が適切に行われていなかったもの(4件)など
- (3) 給与(31件) 諸手当の支給に係る事務が適切に行われていなかったもの(20件)など
- (4) 物品(16件) 備品の管理が適切に行われていなかったもの(6件)など
- (5) 財産(14件) 行政財産の使用許可指令書の記載内容に不備があったもの(6件)など
- (6) 契約(20件) 契約書の記載内容に不備があったもの(16件)など
- (7) 重点事項(5件) 平成27年度公共料金の見込払に係る自動口座振替事務について、公共料金資金前渡口座からの振替を目的とした支出命令が遅れたもの(3件)など

9 注意事項の主な内容

- (1) 支出(17件) 平成28年度公共料金等の支払に係る自動口座振替事務について、「入金明細」が出力・保管されていなかったもの(8件)など
- (2) 給与(29件) 諸手当の支給に係る事務が適切に行われていなかったもの(26件)など
- (3) 物品(13件) 郵便切手類受払簿の様式や記載内容の誤り(7件)など
- (4) 契約(17件) 契約書に貼付すべき収入印紙の金額の誤り(13件)など

10 総括的な意見

平成28年度の定例監査においては、昨年度と比較すると、指摘事項は1件、指導事項は11件減少したが、注意事項が79件、意見が2件増加しており、全体で69件増加している。

事務処理ミスの防止に向けて、各所属においては法令等に則り事務処理が適切に行われていることを確認する体制を強化し、制度所管課においては事務処理における注意点等について所属や担当者へ情報提供するなど、組織的な取組をより一層行う必要がある。

また、今年度重点事項とした、公共料金の支払に係る自動口座振替事務については、新たな事務処理に不慣れなことが原因と考えられる誤りがあったことから、各所属においては制度や運用等の変更点に十分注意して事務処理を行うよう努められたい。